附　表　平成26年度税制改正による事項別増減見込額

（単位　億円）

改正事項	増減収額			
	道府県税	市町村税	計	
1　法人住民税	△ 0	△ 1	△ 1	
法人税割の一部交付税原資化（国税化）	△ 0	△ 1	△ 1	（注1）
（法人税割の税率の引下げ）				
2　法人事業税	1		1	
地方法人特別税から法人事業税への一部復元	1		1	（注2）
（所得割及び収入割の税率の引上げ）				
3　不動産取得税	△ 11		△ 11	
(1) 子ども・子育て支援新制度の施行に伴う幼保連携型認定こども園等に係る非課税措置の創設	△ 5		△ 5	
(2) 老朽化マンション再生（認定建替事業・認定建物敷地売却）により施行者が取得する不動産に係る非課税措置の創設	△ 1		△ 1	
(3) 全国新幹線鉄道整備法に基づき指名された中央新幹線の建設主体が取得する不動産に係る非課税措置の創設	△ 4		△ 4	
(4) その他	△ 1		△ 1	
4　自動車取得税	△ 900		△ 900	
(1) 税率の引下げ	△ 806		△ 806	
(2) エコカー減税の拡充	△ 94		△ 94	
5　固定資産税		8	8	
(1) 移行一般社団法人等がその業務の用に供する固定資産に対する非課税措置の廃止		9	9	
(2) 成田国際空港株式会社が事業の用に供する固定資産に係る課税標準の特例措置の縮減		1	1	
(3) 地方独立行政法人に係る非課税措置の拡充		△ 2	△ 2	
6　都市計画税		1	1	
移行一般社団法人等がその業務の用に供する固定資産に対する非課税措置の廃止		1	1	
合計	△ 910	8	△ 902	
国の税制改正に伴うもの	△ 283	△ 188	△ 471	
法人住民税	△ 77	△ 188	△ 265	
法人事業税	△ 189		△ 189	
地方消費税	△ 17		△ 17	
再計	△ 1,193	△ 180	△ 1,373	

地方譲与税

地方法人特別譲与税	△ 211		△ 211
地方法人特別税から法人事業税への一部復元	△ 1		△ 1
国税の税制改正に伴うもの	△ 210		△ 210

（注）1　地方法人税（国税）を創設して対応することとしており、その増収額は、初年度3億円、平年度4,845億円と見込まれる。

2　地方法人特別税の規模を1/3縮小し、法人事業税に復元することとしている。

第４表　地方税の課税標準額及び税率の一覧

税目	課税標準額等	税率
道府県税　普通税　道府県民税　個人	1　均等割 （平成26年度課税見込人員60,092千人） 2　所得割 (イ) 課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額（総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額及び基礎控除額を控除した金額） （平成26年度課税標準見込額1,196,514億円） (ロ) 申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得、土地建物等の譲渡に係る譲渡所得、株式等に係る譲渡所得等及び先物取引に係る雑所得等については、他の所得と区分した上場株式等に係る課税配当所得の金額、課税長期譲渡所得金額、課税短期譲渡所得金額、株式等に係る課税譲渡所得等の金額又は先物取引に係る課税雑所得等の金額	個人 1　均等割 標準税率 （平成26年度～平成35年度） 年額1,500円 （本則税率　年額1,000円に年額500円を加算した額） 2　所得割 (イ) 標準税率：課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額　100分の４ (ロ)・申告分離課税を選択した上場株式等に係る課税配当所得の金額 100分の1.2（平成26年度分まで） 100分の２（平成27年度分から） ・課税長期譲渡所得金額　100分の２ （ただし、長期譲渡所得が優良な住宅地の供給と公的な土地取得に資するものの譲渡に係るものである場合 2,000万円以下である場合　100分の1.6 2,000万円を超える場合　32万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の100分の２に相当する金額との合計額 長期譲渡所得が所有期間10年を超える居住用家屋及びその敷地の譲渡（一定の居住用財産に係る買換え（交換）の特例の適用を受けるものを除く。）に係るものである場合 6,000万円以下である場合　100分の1.6 6,000万円を超える場合　96万円と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の100分の２に相当する金額との合計額） ・課税短期譲渡所得金額　100分の3.6 （ただし、国又は地方公共団体等に対する土地等の譲渡に係る短期譲渡所得の場合　100分の２） ・株式等の譲渡に係る課税譲渡所得等の金額　100分の２ （ただし、上場株式等の譲渡に係る譲渡所得等の場合 100分の1.2（平成26年度分まで） 100分の２（平成27年度分から）） ・先物取引に係る課税雑所得等の金額　100分の２